

平成19年9月14日

日 本 銀 行

イスラム金融サービス委員会へのオブザーバー参加について

日本銀行では、これまでイスラム金融サービス委員会^(注)に、オブザーバーとしての参加を申請していましたが、このほど当委員会評議会において本件が承認されましたので、お知らせ致します。

日本銀行としては、国際金融市場や国際金融システムの動向を把握していくうえで、近年、発展の著しいイスラム金融の最新の動向についても理解を深めることは有益であると考えています。そうした観点から、イスラム金融に関する規制・監督基準の策定を目的とする国際基準策定機関であり、イスラム圏の中央銀行や監督当局、国際展開している有力な民間金融機関等による重要な情報交換が行われる場でもある同委員会に、オブザーバーとして参加することが適当と判断しました。

(注) イスラム金融サービス委員会 (IFSB : Islamic Financial Services Board)

イスラム金融サービス委員会は、銀行業務、資本市場業務、保険業務等のイスラム金融サービスを提供する業界の健全性と安定性確保に強く関与する規制・監督機関により構成される国際基準策定機関です。クアラルンプールにおいて2002年11月に発足し、2003年3月より業務を始めました。

同委員会は、イスラム教の教え(シャリア)に抵触しない既存の国際基準を採択し、新たな国際基準を導入することを通じて、健全かつ透明性の高いイスラム金融サービスを提供する業界の発展を振興しています。したがって、同委員会の業務は、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、保険監督者国際機構(IAIS)を補完するものとなっています。

現在、35の規制・監督機関、IMF、世界銀行、国際決済銀行、イスラム開発銀行、アジア開発銀行の国際機関、そして22カ国、97金融機関・団体の合計137機関が会員となっています(IFSBのHPより)。

以 上

本件に関する照会先

日本銀行国際局アジア金融協力センター 山寺 03-3277-1378